

相続や遺言に関する相談

四谷:月~土 立川:水・ホ・土

「相続の手続が分からない」「相続手続をしないでそのままになっている土地がある」などの相続に関する相談や、「自分がお世話になった人に財産を残したい」などの遺言に関する相談についてお答えいたします。

不動産登記相談

四谷:月~土 立川:水・ホ・土

「マイホームを建てた」「マンションを買った」「親や兄弟との話し合いによって遺産である不動産を取得した」など、不動産の権利に変動が生じたときに、登記をしておかないとあなたの権利を第三者に認めさせることができなくなります。司法書士は登記制度ができてから一貫して登記制度を担ってきた唯一の専門家です。

商業登記相談

四谷:火・ホ 立川:水・ホ・土

「新しく会社を立ち上げたい」「本店を違う場所に移したい」「取締役、代表取締役、監査役を変更したい」などの場合、会社に関する登記手続が必要になります。登記の専門家である司法書士が会社法の知識と経験を活かして、これら商業登記の手続や会社法務についてお答えします。

成年後見相談

四谷:月・水・土 立川:土

「成年後見はどのような制度か」「どんなときに必要なのか」「将来自分の判断能力が不十分になったときに備えて予め支援してくれる制度はないか」などのご相談について、専門職の後見人の中でも多くの実績を上げている司法書士が成年後見に関するご相談に分かりやすくお答えします。

東京司法書士会 しほたん通信



公認マスコットキャラクターのしほたんです。よろしくお祈りします!!

平成29年4月号

東日本大震災の発生から6年が経過しました。東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方に寄り添い、これからも全力で支援活動を行ってまいります。

新しくなった定期便では、各種相談会のご案内、司法書士の仕事のご紹介、暮らしに役立つ法律豆知識などを掲載してまいります。

◎面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷) 法テラス指定相談場所

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

- ・JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
- ・東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩6分
- ・東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

お問い合わせ
平日午前9時~正午、午後1時~5時 ※祝祭日を除く
03-3353-9205 (予約制)

| 相談日時 | 月~金 午後5時~8時 土 午後1時~4時 | 相談内容 | 当番司法書士相談/多重債務相談/成年後見相談/訴訟に関する相談/不動産登記相談/会社法務相談/震災相談/女性司法書士による子どもと女性のための相談(木のみ) |
|------|--------------------------|------|--|
|------|--------------------------|------|--|



三多摩総合相談センター(立川) 法テラス指定相談場所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

- ・JR中央線立川駅北口 徒歩6分
- ・多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

お問い合わせ
平日午前10時~午後4時 ※祝祭日を除く
042-548-3933 (予約制)

| 相談日時 | 水 午後5時~8時 木・土 午後1時~4時 | 相談内容 | 当番司法書士相談/多重債務相談/成年後見相談/訴訟に関する相談/不動産登記相談/会社法務相談/震災相談 |
|------|--------------------------|------|---|
|------|--------------------------|------|---|



◎司法書士ホットライン(無料電話相談専用ダイヤル)

月~金 午前10時~午後3時45分 水・木 午後5時~7時45分

03-3353-2700 042-540-0663

電話による15分程のご相談です

「相続や遺言、不動産登記についての相談」「商業法人登記についての相談」「成年後見制度、家事事件手続についての相談」「裁判についての相談」「多重債務についての相談」「空家についての相談」などの問題について、おおよそ15分以内でお答えできる内容の相談を、電話により対応しています。(申請書類などの書き方についてはお答えできませんので、ご了承ください。)

裁判手続に関する相談

四谷:月~土 立川:水・ホ・土

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円までの民事トラブルについて、あなたの代理人として裁判手続や問題解決の交渉をすることができます。「悪質商法や通信販売でトラブルを抱えている」「売掛金を回収したい」「アパート等の契約更新や内容の変更、敷金や家賃のことで悩んでいる」など身近な民事紛争や原子力損害賠償紛争センターに提出する書類作成に関するご相談もお受けします。

東京司法書士会の行なう相談では、日本司法支援センター(法テラス)の指定相談場所として、裁判費用についての法テラスの援助の利用方法についても助言し、受任、受託します。

女性と子供のための相談

四谷:ホ

男性にはちょっと話しにくいことも女性の司法書士になら相談してみたい。そんな女性や子供さんのための相談です。相続や登記、お金のトラブルのほか「離婚の相談」「離婚に伴う養育費や婚姻費用・慰謝料の問題」「DV・セクハラ・パワハラなどの問題」など、夫婦や男女間のトラブル、家庭内のトラブルに関するご相談も女性司法書士が親身になってお答えいたします。

出張による無料法律相談

身体が不自由な方など事情により本会実施する常設無料相談会にお越し頂くことが困難な東京都在住の方を対象に、司法書士が、区役所・市役所・学校その他の公共施設、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設、グループホーム、病院、団地自治会などの集会所にお伺いして面談による相談をお受けいたします。